

5. 8. 16
1542

警務第二五八四號

昭和五年八月十三日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社會局長 官吉田 茂 殿
東京地方裁判所 検事正 殿

久保田織物工業株云會社ノ勞働爭議ニ關スル件(第二報)
要旨ニ會社側ハ三十八名就業ニ居レルニ格別ノ對策ナシ

職ニ側ハ切崩シ對策トシテ九月示威的運動ニ出ラントシタル者ヲ首謀者五名ヲ
檢束シタルニ警視廳員ハセテ奪還セントシテ八月三十一日署ニ相寄セタルヲ以テ更ニ

三十七名ヲ檢束セリ

十日警視廳裁判演說會ノ開催會期者約四百名トシテ警視廳警務外十一名ノ演說

- 一、女子月給時二三日間、辭養ヲ與ヘラレタリ
- 二、通勤者外支員ニ手當ヲ支給セラレタリ
- 三、寄宿舎ヲ改善シ圖書娛樂ノ機用設備ヲセラレタリ
- 四、決算報告ヲ出スルニ明白ニセラレタリ
- 五、組合加入ヲ認メラレタリ

以上